

大阪市障がい者支援計画・ 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 (案)

平成 年 月

大阪市

この冊子の各ページには網目模様の音声コードをつけています（表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります）。

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

目 次

第1部 総 論 1

第1章 計画策定の背景 3

- 1 大阪市のこれまでの取組 3
- 2 わが国及び世界の動向 4
- 3 大阪市の今後の方向性 6

第2章 計画の基本的な考え方 7

- 1 計画の位置づけ 7
- 2 計画の期間 8
- 3 計画の対象 8
- 4 計画の基本理念・基本方針 9
- 5 計画の推進体制 10
- 6 計画の見直し等 11

第3章 計画推進の基本的な方策 12

- 1 生活支援のための地域づくり 12
- 2 ライフステージに沿った支援 12
- 3 多様なニーズに対応した支援 13
- 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進 13
- 5 支援の担い手の資質の向上 14
- 6 調査研究の推進 14

第2部 障がい者支援計画 15

第1章 共に支えあって暮らすために 17

1	啓発・広報	17
	(1) 啓発・広報の推進	20
	(2) 人権教育・福祉教育の充実	22
2	情報・コミュニケーション	23
	(1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実	25
第2章 地域での暮らしを支えるために		27
1	権利擁護・相談支援	27
	(1) サービス利用の支援	33
	(2) 相談、情報提供体制の充実	34
	(3) 障がい理由とする差別の解消に向けた取組	37
	(4) 虐待防止のための取組	38
2	生活支援	40
	(1) 在宅福祉サービス等の充実	43
	(2) 居住系サービス等の充実	44
	(3) 日中活動系サービス等の充実	45
	(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実	46
3	スポーツ・文化活動等	49
	(1) スポーツ・文化活動の振興	51
	(2) 地域での交流の推進	52
第3章 地域生活への移行		53
1	施設入所者の地域移行	53
	(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり	59
	(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり	60
	(3) 地域で暮らすための受け皿づくり	61
2	入院中の精神障がいのある人の地域移行	64
	(1) 精神科病院との連携	67
	(2) 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携	67
	(3) 精神科病院入院者への働きかけ・支援	67
	(4) 地域住民への理解のための啓発	68
	(5) 家族への働きかけ	68

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
------------------------------------	----

第4章 地域で学び・働くために 70

1 保育・教育	70
(1) 就学前教育の充実	73
(2) 義務教育段階における教育の充実	74
(3) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）	76
(4) 生涯学習や相談・支援の充実	77
(5) 教職員等の資質の向上	79
2 就業	80
(1) 就業の推進	83
(2) 就業支援のための施策の展開	86
(3) 福祉施設からの一般就労	87

第5章 住みよい環境づくりのために 89

1 生活環境	89
(1) 生活環境の整備	94
(2) 移動円滑化の推進	95
(3) 暮らしの場の確保	97
2 安全・安心	100
(1) 防災・防犯対策の充実	103

第6章 地域で安心して暮らすために 105

1 保健・医療	105
(1) 総合的な保健、医療施策の充実	109
(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実	110
(3) 療育支援体制の整備	111
(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備	112
(5) 難病患者への支援	113

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 115

第1章 計画の策定にあたって	117
1 計画の概要	117
2 計画の分析・評価	118
第2章 成果目標	119
1 施設入所者の地域移行	119
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	121
3 福祉施設からの一般就労	123
4 地域生活支援拠点等の整備	125
5 障がい児支援の提供体制の整備等	127
第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み	130
1 訪問系サービス及び短期入所	130
(1) 訪問系サービス	130
(2) 短期入所	131
2 日中活動系サービス	131
(1) 生活介護	131
(2) 自立訓練（機能訓練）	132
(3) 自立訓練（生活訓練）	132
(4) 就労移行支援	132
(5) 就労継続支援 A 型	133
(6) 就労継続支援 B 型	133
(7) 就労定着支援	133
(8) 療養介護	133
3 居住系サービス及び自立生活援助	134
(1) 共同生活援助	134
(2) 施設入所支援	134
(3) 自立生活援助	134
4 指定相談支援	135
(1) 計画相談支援	135
(2) 地域移行支援	135

(3) 地域定着支援	135
5 障がいのあるこどもに対する支援	136
(1) 児童発達支援	136
(2) 医療型児童発達支援	136
(3) 放課後等デイサービス	136
(4) 保育所等訪問支援	137
(5) 居宅訪問型児童発達支援	137
(6) 障がい児相談支援	137
(7) その他	137
6 発達障がいのある人等に対する支援	138
(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催	138
(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援	138
(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組	138
第4章 地域生活支援事業	139
<hr/>	
1 実施する事業の内容	139
2 事業量の見込み	140
(1) 理解促進・研修啓発事業	140
(2) 自発的活動支援事業	140
(3) 相談支援事業	140
(4) 成年後見制度利用支援事業	140
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	141
(6) 地域自立支援協議会	141
(7) 発達障がい者支援センター運営事業	141
(8) 障がい児等療育支援事業	141
(9) 日常生活用具給付等事業	141
(10) 移動支援事業	142
(11) 地域活動支援センター	142
(12) 手話奉仕員養成研修事業	143
(13) 手話通訳者設置事業	143
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	143
(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	143

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	144
(17) 訪問入浴サービス事業	144
(18) 日中一時支援事業	144

第4部 参考資料 145

1 大阪市における障がい者の状況	147
(1) 障がい者手帳所持者数の推移	147
(2) 障がい別の状況	148
(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移	149
2 第4期障がい福祉計画の進捗状況	150
(1) 成果目標	150
(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況	150
(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況	152
3 大阪市こども・子育て支援計画における事業計画（抜粋）	154
4 大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）に係る意見募集の結果	155
5 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過	156
6 大阪市障がい者施策推進協議会	159
7 用語の説明	166

第1部 総論

第1章 計画策定の背景

1 大阪市のこれまでの取組

- ・ 大阪市においては、1983（昭和 58）年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、1993（平成 5）年度には第 2 期計画の「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定しました。
- ・ そして、1998（平成 10）年度には重点施策実施計画である「大阪市障がい者支援プラン」において具体的な数値目標を示し、障がいのある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立をめざした着実な施策の推進を図ってきました。
- ・ 自立生活センターの設置や地域生活を支える介護制度、ひとにやさしい大阪のまちづくり、就労支援センターの設置など障がいのある人の社会参加や地域での自立生活の推進のために先進的に取り組んできており、大阪市における障がい者支援の基盤整備が大きく進展しました。
- ・ 2003（平成 15）年度には、第 3 期の 10 カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定し、その基本方針として、
 - 自らが主体者として生き方や生活のあり方を選択し、決定していくことを尊重する「個人としての尊重」
 - 市民として保障されている権利が当たり前に行使でき、自己の選択により社会参加し、自己実現を図ることのできる権利実現に向けた社会基盤づくりをめざす「権利実現に向けた条件整備」
 - 社会資源を活用して自らの意志に基づき自らのライフスタイルを確立していくことをめざした「地域での自立生活の推進」の 3 点をかがげ、計画の推進を図ってきました。
- ・ また、2006（平成 18）年度の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の大きな変革を踏まえ、障がい福祉サービスに関する事項については「大阪市障がい福祉計画」

として策定し、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組を進めてきました。

- ・ 2012（平成 24）年度以降は、総合的かつ計画的な推進を図るための6カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、3年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、施策を推進しています。
- ・ 2015（平成 27）年3月には、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ¹を通じた一貫した支援体制の構築をめざし、「大阪市発達障がい者支援指針」を策定しました。
- ・ 2016（平成 28）年1月には、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を施行しました。
- ・ また、2017（平成 29）年3月には、条例で定める基本理念を実現するため、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策の推進に取り組んでいます。

2 わが国及び世界の動向

- ・ 国際社会においては、「完全参加と平等」をテーマに1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とし、その後1983（昭和 58）年から1992（平成 4）年には「国連障害者の十年」の取組がなされ、わが国においても障がいのある人の権利の確立、自立生活支援へ様々な取組が進められました。
- ・ わが国では、2000（平成 12）年度に社会福祉基礎構造改革のための法改正がなされ、2003（平成 15）年度には「措置」から「契約」に転換する支援費制度へ移行しました。
- ・ その後、2006（平成 18）年度には障がいの種別を一元化した障がい福祉サービスを提

¹ 人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のことです。

供するための「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉施策は大きく転換されました。さらには教育や労働等の障がい者施策にかかわる法令改正により、障がいのある人への支援施策が大きく変わってきています。

- ・ 2001（平成 13）年には、障がいに関する国際的な分類として世界保健機関（WHO）が「国際生活機能分類（ICF）」を採択し、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障がいとして表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障がいをとらえ、それを打破するための環境整備とエンパワメント²へと障がい者施策の転換が行われました。
- ・ 2006（平成 18）年には国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択されました。
- ・ わが国においても、国内法の整備をはじめ「障害者権利条約」の締結に必要な制度改革が、集中的に行われました。
- ・ 2011（平成 23）年 8 月には「障害者基本法」が改正され、2012（平成 24）年 10 月には「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。
- ・ 障がい福祉サービスの分野においては、2012（平成 24）年 4 月には「障害者自立支援法」の改正により、利用者負担の見直しや支給決定のプロセスの見直し、地域相談支援の個別給付化が行われるとともに、「児童福祉法」の改正により障がい児支援の強化が図られました。
- ・ さらに、2013（平成 25）年 4 月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病患者等が加わるとともに、2014（平成 26）年 4 月からの障がい支援区分の創設などが規定されました。

² 個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のことです。

- ・ また、同法附則において、法施行後3年を目途として障がい福祉サービスのあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されました。
- ・ 2013（平成25）年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定され、2016（平成28）年4月に施行されました。
- ・ これら各種国内法の整備が完了したことにより、「障害者権利条約」が2014（平成26）年1月に締結、同年2月に発効され、障がいのある人の権利の実現に向けたそれぞれの生活場面における取組をより一層進めていくことが求められています。
- ・ 2016（平成28）年6月には、法施行3年後の見直しとして、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。その内容は、自立生活援助や就労定着支援等の新たなサービスの創設、高齢障がい者に対する利用者負担の軽減（償還）措置、障がい児福祉計画の策定の義務化等となっており、2018（平成30）年4月に施行されます。

3 大阪市の今後の方向性

- ・ 大阪市においては、これらの施策の転換に対しても、当事者の方たちの生活実態に沿った制度の運営に努めてきており、さらに生活環境や社会資源の整備も含めて、障がいのある人が地域で自立生活できるよう継続して取り組んできました。
- ・ これまでの計画の基本的な考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会³の実現をめざし、取組を進めます。

³ インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味です。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のことです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- この計画は、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定するものです。

名 称	説 明
大阪市障がい者支援計画	「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
第5期大阪市障がい福祉計画	「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画
第1期大阪市障がい児福祉計画	「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画

- 障がいのある人のための施策に関連した他の計画として、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪府保健医療計画」等があります。
- とりわけ、「大阪市地域福祉基本計画」は、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざす計画です。
- このように、障がいの有無にかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域における様々な取組が重要であることから、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースに、障がいのある人の地域生活を支援します。
- 施策の展開にあたっては、関連するそれぞれの計画を有機的に連動させることで、一層

の効果を上げていきます。そのため、行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

2 計画の期間

- ・ 「大阪市障がい者支援計画」は、中長期的な計画として 2018（平成 30）年度から 2023（平成 35）年度までの 6 年間で計画期間とします。
- ・ 「大阪市障がい福祉計画」は、2006（平成 18）年度に策定した計画から数えて 5 期目の計画であり、国の基本指針⁴に基づき 2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の 3 年間で計画期間とします。
- ・ また、「大阪市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の改正に伴い新たに策定する計画であり、国の基本指針に基づき 2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の 3 年間で計画期間とします。

3 計画の対象

- ・ この計画の対象は、「障害者基本法」において障がい者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害⁵がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。
- ・ なお、社会的障壁とは、同法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

⁴ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことです。

⁵ 「障がい」の範囲について、発達障がいや難病等に起因する障がいが含まれることを明確化する観点から、2011（平成 23）年 8 月の障害者基本法の改正により、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害」と規定されました。（平成 24 年版障害者白書より）

4 計画の基本理念・基本方針

- ・ 「障害者基本法」においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」として、その実現にあたっては、次の3点を旨として図らなければならないとされています。

- 1 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

- ・ わが国においては、障がい者施策に関する各種国内法の整備が進み、2014（平成 26）年1月に「障害者権利条約」が締結されました。
- ・ 大阪市では、障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、次の3点の基本方針を引き継いでいきます。

（1）個人としての尊重

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。

(2) 社会参加の機会の確保

地域で生活する者として、社会参加できるための実質的平等が権利として保障され、あらゆる分野の活動に参加できることが必要です。

それぞれ、社会の中で自分自身の生き方を選び、自分の可能性を高め、自己実現していくことができるようそれぞれの状況に応じた必要な条件整備に努めます。

(3) 地域での自立生活の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて、自らのライフスタイルをもって地域での自立生活を確立していけるよう支援するとともに、共に支えあって生活することができるインクルーシブな社会の実現をめざします。

5 計画の推進体制

- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。
- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会において、総合的に計画を推進するために必要な事項の調査や検討課題について審議を行います。
- ・ 関係部署の実務担当で構成する大阪市障がい者施策推進会議において、施策についての検討及び施策の実施にあたっての調整を行い、さらに国や大阪府との役割分担のもとに、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 情報を公開し、説明責任を果たすとともに、市民・関係団体等との協働による施策推進を図ることで、市民と行政のパートナーシップを強化し、共に生きる社会づくりに努めます。

6 計画の見直し等

- ・ 「障害者総合支援法」やその他の法令等の改正、本計画の進捗状況及び評価によって、計画期間内の見直しを検討します。
- ・ 大阪市においては、法令や固有名詞等を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については「害」の字をひらがなで表記します。

第3章 計画推進の基本的な方策

1 生活支援のための地域づくり

- ・ 障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保とあわせて、区・市・地域の取組が連携して機能していく仕組みを構築していきます。
- ・ 地域自立支援協議会が中心になって、区を単位とした地域に密着した関係機関のネットワークの充実を図ります。
- ・ 区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPOの活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。
- ・ 相談支援体制の機能強化により、個々のニーズと社会資源を適切に結びつけることができるよう、エンパワメントの視点から支援を推進します。
- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、早期からの自立の促進の視点に立ち、コーディネート機能の強化や社会資源の整備等を進めます。

2 ライフステージに沿った支援

- ・ 一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策及び保健医療、教育、就業施策が連携した支援体制を構築します。
- ・ 障がいのある人が、高齢者施策や介護保険サービスの対象となった場合においても、障がいの特性に応じた必要な支援を継続して行うとともに、施策の連携や情報提供などの充実を図ります。

3 多様なニーズに対応した支援

- ・ 重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズを把握しながら、専門機関や地域の関係機関、サービス事業所の連携体制を構築し、家族も含めた適切な支援を進めます。
- ・ 発達障がいのある人への支援は、身近な地域で、障がいの特性を踏まえた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、取組を進めます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、大阪府と連携を図りながら、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションが図れるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

4 差別解消及び権利擁護の取組の推進

- ・ 「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、市民や事業者が、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう研修や啓発に取り組むとともに、障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組を推進します。
- ・ 障がいのある人に対する虐待は障がいのある人の人権を侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えることから、虐待防止は極めて重要な取組です。「障害者虐待防止法」に基づき地域や施設などでの虐待から救済するだけでなく、未然に防止する取組を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護を図ります。
- ・ 施策の推進にあたっては、障がい当事者の視点に立ち、その意向を尊重した取組を推進します。

- ・ 障がいのある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう、セルフ・アドボカシー⁶活動を推進します。
- ・ ピアカウンセリング⁷など障がい当事者の様々な活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努めます。

5 支援の担い手の資質の向上

- ・ 事業所職員や専門的ノウハウを持つ支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者相談支援の担い手が専門的で障がいのある人に寄り添った自立を支える支援を行えるよう、効果的な研修の充実と、支援に係る情報の共有化を図ります。

6 調査研究の推進

- ・ 障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。
- ・ 障がい特性に応じた施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態やニーズに関する調査を実施します。

⁶ アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明することです。

⁷ 自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のことです。

第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

現状と課題

2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件により障がいや障がいのある人に対する誤った認識が広がるようなことは、決してあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきましたが、今回の事件で、障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。そのためにも、障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが大切です。

2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、現在も障がいや障がいのある人に対する理解不足から、店舗への入店拒否や住宅を借りる際の入居拒否、就労における差別など、様々な分野において差別が見られます。

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しています。その中で「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力（エンジン）と位置づけ、継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、本計画の基本方針について市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

特に精神障がいのある人は、精神疾患によって日常生活活動がうまくいかないことや社会参加が妨げられることもあり、精神障がいに対する理解が進まなかったことから、現在も根強い差別と偏見の対象になっています。そのため、多くの精神障がいのある人が不安を持つという状況もあります。精神障がいの原因となる精神疾患は誰もがかかる可能性のある「こころの病」であり、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深め、精神障がいのある人が地域で安心して生活できる地域づくりに努めていく必要があります。

学校等においても、障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取組が必要です。

また、感染症や難病についての誤った知識により、差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

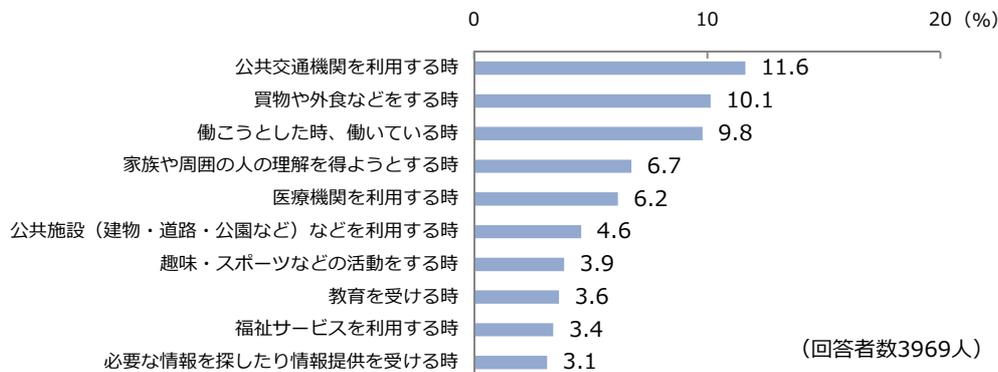
発達障がいについて、2011（平成23）年の「障害者基本法」改正により、同法の対象として明記されました。また、2016（平成28）年8月には改正「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人の支援は「社会的障壁」を除去するために取り組まなければならないことが基本理念として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるための取組が必要です。

「身体障害者補助犬法」が施行されてから10年以上が経過し、社会の理解は徐々に進んでいます。不特定多数の方が利用する民間施設においては未だに補助犬の同伴拒否事例があり、苦情相談が寄せられています。引き続き、補助犬の施設等への受入れが進むよう、普及啓発が必要です。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

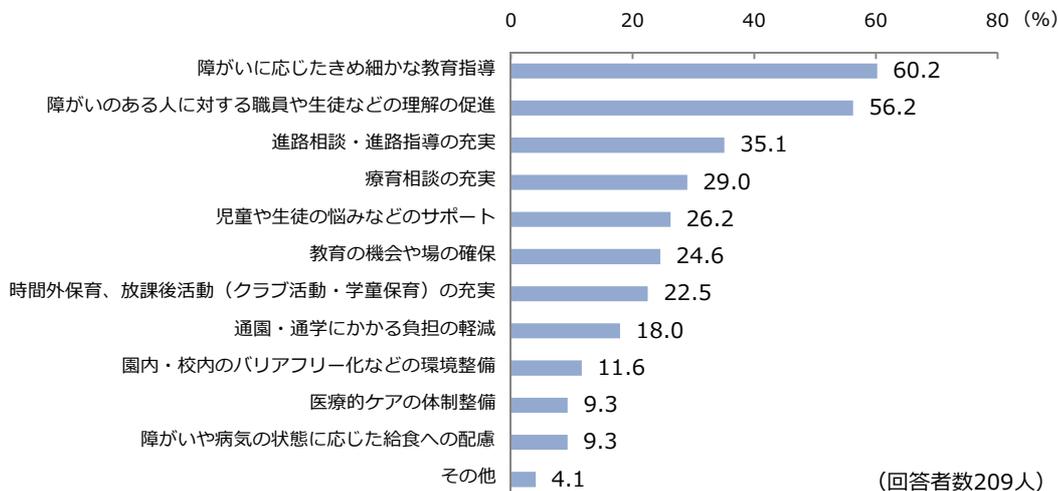
○ 障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



様々な場面において、障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」を回答された方が多くなっており、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動が求められています。

○ 障がいを理由とした差別や偏見をなくすために必要と思うこと【自由記述】

(障がい者本人用調査票)

「学校等で障がいや障がい者に関する教育をする」、「小学校などで障がいのある子と接し、壁をなくすこと。小さい時からの教育」、「障がいが特別なことではないと、一般の人にもっと広めること」などの意見があり、こどもの頃から理解の促進を図ることや、幅広く啓発・広報を行うことなどが求められています。



(課 題)

- ① 啓発・広報の推進
 - ア 啓発の充実
 - イ 広報の充実
- ② 人権教育・福祉教育の充実

施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

- ・ 障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取組が効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。
- ・ 「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- ・ 障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、関係機関とも連携しながら、啓発活動に取り組みます。

- ・ 精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。
- ・ 広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。
- ・ H I V陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、H I V感染症に関する理解の促進に努めます。
- ・ 発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。
- ・ 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク⁸」の普及を大阪府と連携して進めます。
- ・ 市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成し、障がいのある人が困っている際にサポートを行う「あいサポート運動⁹」の取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。

⁸ 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのことです。

⁹ 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

- ・ 啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取組を進めます。
- ・ 補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。
- ・ 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。

イ 広報の充実

- ・ テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・ 様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- ・ 各学校園において、障がいのある子どもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りの子どもとのより良い関係づくりを進めます。
- ・ 障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・ こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

2 情報・コミュニケーション

現状と課題

「障害者基本法」の主旨を踏まえ、コミュニケーション・情報収集等の保障は、障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人たちが、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた支援が必要です。

2016（平成28）年度には「全国手話言語市区長会¹⁰」が設立されるなど、手話言語条例等を制定する動きが全国に拡大しています。

大阪市では、2016（平成28）年1月に施行した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、2017（平成29）年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定しており、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現が求められています。

障がいを理由とする差別の解消のため、大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していかなければなりません。

¹⁰ 手話言語条例等の制定を全国に拡大するための取組を進めるとともに、各自治体における手話に関する施策展開の情報交換等を行うため「全国手話言語市区長会」が設立されました。

施策の方向性

(1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

ア 多様な情報提供

- ・ 障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・ 障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて、音声読み上げソフト、音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICT¹¹を活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いたわかりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。
- ・ ICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのあるこどもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

- ・ コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要であり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいのある人が障がいの特性に応じた適切な情報の取得やコミュニケーションのための手段の選択が行える環境の整備に努めます。
- ・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。

¹¹ Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。

- ・ 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疎通の支援、手話を必要とする人への相談支援に関する施策を推進するとともに、これらが大阪市の施策全体に広がるよう、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- ・ また、大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。

ウ 情報バリアフリーの推進

- ・ 障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報バリアフリーの推進に努めます。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。

サービス利用にあたっては、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定により行うことが重要ですが、サービスを利用するにあたり必要な情報の収集や判断に困難がある人もおられることから、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度^{1 2}を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

2016（平成28）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、成年後見制度の利用に関して、地域の関係機関等が適切に連携を図ることなどが求められています。

また、2017（平成29）年3月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定について支援することが求められています。

^{1 2} 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なひとに対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市としても、制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービス提供事業者の資質向上の視点から、対応を検討していくことが必要です。

相談支援については、2012（平成24）年度より区域における相談支援機関として、各区1箇所の区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。

一方、指定相談支援事業所については、事業所数は増加しているものの、依然として報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことなどから、相談支援事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声もあり、相談支援の提供体制としては十分とは言えない状況にあるため、量的・質的な確保が求められています。

また、国においては、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進めることとしています。大阪市においては、各関係支援機関が有機的に連携して障がいのある人の支援を行うため、連携の核となる相談支援機能のさらなる充実を進めるなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある人のニーズや福祉課題が複雑・多様化・深刻化する中、本人に対する支援の相談だけでなく、家族の高齢化など、複合的な課題を抱える世帯に対し、一体的に支援することが必要な事例も多くなっているほか、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯に対し、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことについても課題となっています。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成28）年8月には改正「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市、区地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会においては、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市自立支援協議会では、区自立支援協議会のさらなる活性化に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

2016（平成28）年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、大阪市においても、区役所、区障がい者相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センターに「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」を設置し、障がいを理由とした差別に関する事案などの相談に対応しています。

障がいのある人もない人も互いに尊重し、差別のない共生できる地域社会を実現するためには、市民、事業者に対して法制度や障がいへの理解を深める啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要です。

また、差別解消を効果的に推進するため、「大阪市障がい者施策推進協議会」の専門部会として「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置し、相談機関が対応した事例等の共有や実効性のある取組に関する協議を進めています。

施策を実効性のあるものとするため、大阪府では、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定されましたが、大阪市においても、紛争事案の解決等がより円滑に進められるよう市条例の制定について検討する必要があります。

障がいを理由とする差別の解消のためには、引き続き、関係機関が連携して効果的な取組を進めていかなければなりません。

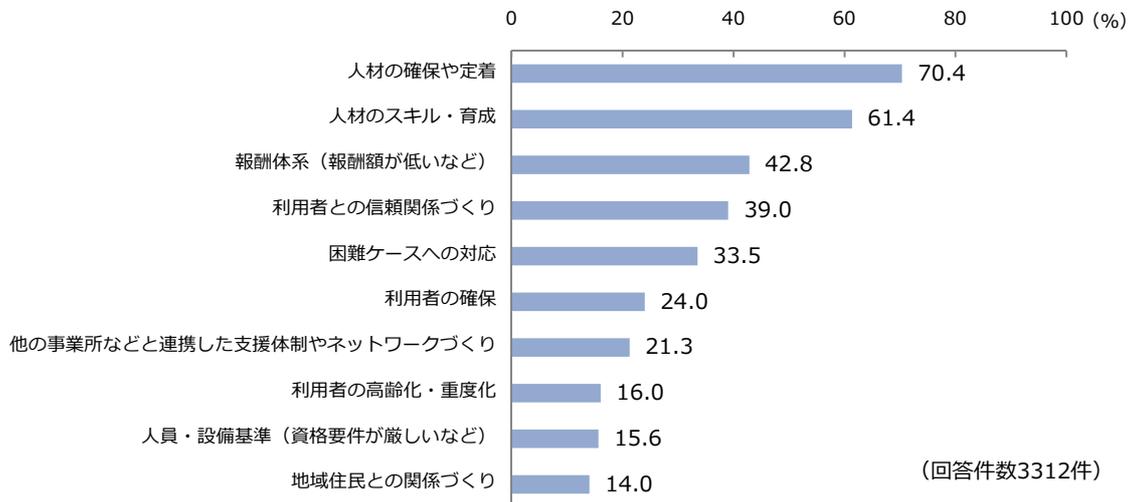
2012（平成24）年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しており、**2016（平成28）年度**については虐待の通報及び届出が**350件**（養護者による虐待**290件**、施設等の従事者による虐待**54件**、使用者による虐待**6件**）、実際に虐待と判断した件数が**54件**（養護者による虐待**44件**、施設等の従事者による虐待**9件**、使用者による虐待**1件**）となっています。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題【複数回答】（サービス事業者調査票）

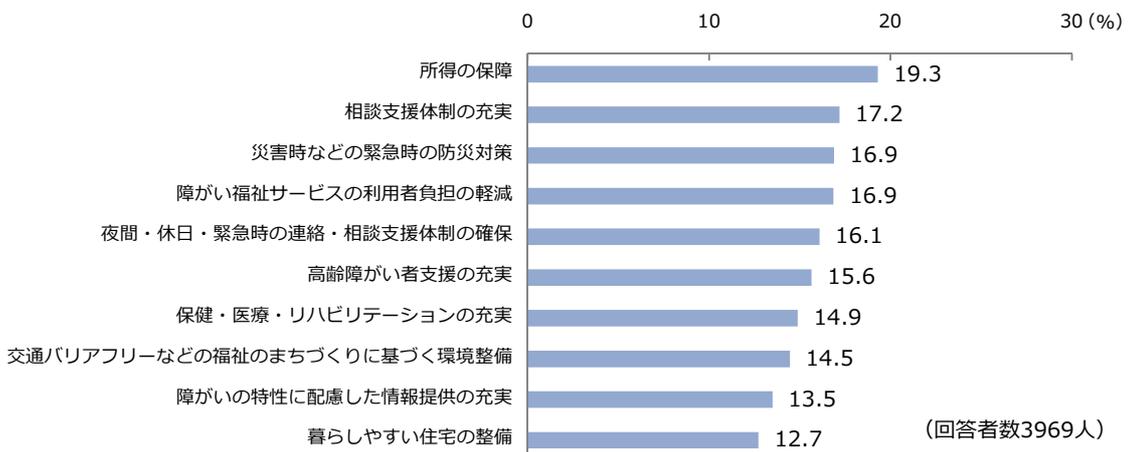
（上位10項目のみ掲載）



「人材の確保や定着」「人材のスキル・育成」といった回答が多く、サービス提供事業者において人材の確保・資質の向上が大きな課題となっています。

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

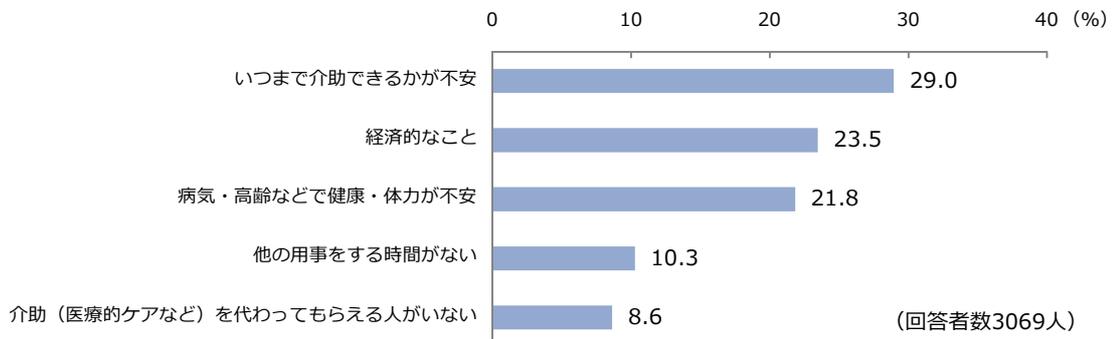
（上位10項目のみ掲載）



障がい者施策全般に望むことでは、「相談支援体制の充実」を回答された方が17.2%、「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」を回答された方が16.1%と多数おられ、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

○ 介助するうえでの困りごと【複数回答】（障がい者家族用調査票）

（上位5項目のみ掲載）



ご家族への調査では、「いつまで介助できるかが不安」「病気・高齢などで健康・体力が不安」と回答された方が多数おられ、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげることが必要です。



（ 課 題 ）

- ① サービス利用の支援
 - ア 福祉サービスの適切な利用
 - イ 人材の確保・資質の向上
 - ウ 成年後見制度の利用の促進
- ② 相談、情報提供体制の充実
 - ア 相談支援事業等の充実
 - イ 相談支援体制の強化
 - ウ 地域自立支援協議会の活性化
- ③ 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組
 - ア 相談対応力の向上
 - イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携
 - ウ 他都市との連携
 - エ 市条例制定の検討

④ 虐待防止のための取組

- ア 障がい者虐待の防止のための啓発
- イ 養護者等による虐待への対応
- ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
- エ 使用者による虐待への対応
- オ 関係機関の連携体制の構築

施策の方向性

(1) サービス利用の支援

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・ 福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- ・ 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用を促進を図ります。
- ・ 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。

イ 人材の確保・資質の向上

- ・ 福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。
- ・ また、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 成年後見制度の利用の促進

- ・ 「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（地域連携ネットワーク）の構築を図ります。
- ・ 成年後見制度の理念の尊重や、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期の利用を念頭においた普及啓発に努めます。
- ・ 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- ・ 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

(2) 相談、情報提供体制の充実

ア 相談支援事業等の充実

- ・ これまでの区障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」と位置づけ、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・ 区障がい者基幹相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。

- ・ また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。
- ・ 区障がい者**基幹**相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、**また、相談支援事業所のスキルアップに資するよう**、相談支援専門員に対する研修の充実を図り、相談支援機能の質の向上に取り組みます。
- ・ ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。
- ・ 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、適切なサービス利用に向け相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に対して求めていきながら、相談支援体制の充実を図ります。

イ 相談支援体制の強化

- ・ 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者**基幹**相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。
- ・ 複合的な課題を抱えた要援護者に対し、施策横断的な連携の仕組みづくりを進めるため、2017（平成 29）年度から区保健福祉センターが中心となり、様々な分野の関係者が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催等を行うモデル事業を実施しており、今後、事業の検証結果を踏まえ、複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築をめざします。
- ・ 見守り相談室¹³では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見

¹³ 「自ら相談できない方」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場(つながる場)」を活用することにより、課題の解決に取り組みます。

- ・ 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応していきます。
- ・ 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- ・ 地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター(生活支援型)、区障がい者**基****幹**相談支援センター間の連携強化を図ります。
- ・ また、こころの健康センター、地域活動支援センター(生活支援型)は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。
- ・ 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

ウ 地域自立支援協議会の活性化

- ・ 市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行っていきます。
- ・ 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。

- ・ 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るため、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。
- ・ また、区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行います。

(3) 障がい理由とする差別の解消に向けた取組

ア 相談対応力の向上

- ・ 「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- ・ また、合理的配慮の提供¹⁴に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。

イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携

- ・ 引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。
- ・ また、相談事例から見てきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

¹⁴ 障がいのある人から、「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている。」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

ウ 他都市との連携

- ・ 障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要な場合があります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。

エ 市条例制定の検討

- ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けて、蓄積された相談事例から見えてきた課題を分析し、障害者差別解消法や大阪府条例の改正の動向等も見据え、大阪市における条例の制定の必要性について検討を進めます。

(4) 虐待防止のための取組

ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- ・ 虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による虐待への対応

- ・ 養護者等による虐待については、区保健福祉センターと区障がい者**基幹**相談支援センターが通報・届出窓口となります。
- ・ 養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。

- ・ 区保健福祉センターや区障がい者**基幹**相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。
- ・ 区保健福祉センターや区障がい者**基幹**相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- ・ 障がい福祉サービス事業者等に対しては、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。
- ・ 虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。

エ 使用者による虐待への対応

- ・ 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ 関係機関の連携体制の構築

- ・ 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。

2 生活支援

現状と課題

2013（平成 25）年 4 月施行の「障害者総合支援法」については、法施行 3 年後の見直しとして 2016（平成 28）年 6 月に一部改正法が公布され、2018（平成 30）年 4 月から新たなサービスとして「自立生活援助」や「就労定着支援」が創設されるとともに、入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、サービスを必要とする方が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービスが提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援については、2012（平成 24）年 4 月から障がい種別等により分けられていた障がい児施設の体系が再編されるとともに、通所サービスの利用にあたっての障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援といったサービスが創設されました。

今般、児童福祉法が改正され、2018（平成 30）年 4 月から新たに「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、保育所等訪問支援の対象が拡大されます。また、新たに障がい児福祉計画の策定が義務化されており、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図っていくことが求められています。

その一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスは、提供される支援の内容が多種多様で、サービス提供が開始されてから間もないこともあり、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。

また、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

さらに、大阪市では2014（平成26）年度より地域に根差した支えあいを支援する事業として、高齢者と障がいのある人、こどもの福祉サービスを一体的に提供する地域共生型福祉サービスのモデル事業を実施してきましたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、2018（平成30）年度から共生型サービスが位置づけられたところです。今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

(課 題)

- ① 在宅福祉サービス等の充実
 - ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
 - イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
 - ウ 所得保障の充実
- ② 居住系サービス等の充実
- ③ 日中活動系サービス等の充実
- ④ 障がいのあるこどもへの支援の充実
 - ア 障がいのあるこどもへの支援の充実
 - イ 関係機関の連携した支援の推進

施策の方向性**(1) 在宅福祉サービス等の充実****ア 訪問系サービス及び短期入所の充実**

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・ 2018（平成 30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりますが、常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけていきます。
- ・ 移動支援事業については、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。

- ・ 短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。
- ・ また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。
- ・ さらに、利用が必要な時に円滑に利用できるよう、サービスに係る情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進

- ・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。
- ・ 住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

ウ 所得保障の充実

- ・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。

(2) 居住系サービス等の充実

- ・ 「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のおり国に対して引き続き要望していきます。

- 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること
 - グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること
 - 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うとともに、特に夜間支援体制において労働関係法規に即した職員配置を見込んだ適正な報酬の単価を設定すること
 - 医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること
 - 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること
- ・ グループホームの設置促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。
 - ・ また、本市においては、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。
 - ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。

（3）日中活動系サービス等の充実

- ・ 生活介護については、送迎加算の拡充や医療的ケアが必要な重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。
- ・ 自立訓練については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、

利用の伸びが低調であり、利用しやすい制度となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけるとともに、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。

- ・ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、支援がより効果的に発揮できるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ 就労移行支援及び就労継続支援A型について、2015（平成27）年度に策定した就労系障がい福祉サービスアセスメント¹⁵シートの活用により、障がいのある人本人の希望を尊重し、それぞれの能力や適性に応じたより適切なサービス利用につながるように努めます。
- ・ さらに、就労継続支援A型については、適正な運営の確保を図るために2017（平成29）年4月に改正された指定基準やその取扱に係る国通知等を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 地域活動支援センターについては、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう制度の意義とあり方を検討するとともに、安定した運営ができるよう努めます。
- ・ 地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。

（4）障がいのあるこどもへの支援の充実

ア 障がいのあるこどもへの支援の充実

- ・ 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援

¹⁵ アセスメントとは、障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのことです。

や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等が行えるように取組を進めます。

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもとの集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に対して働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。
- ・ 障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。
- ・ 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関や重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施など、障がいの特性に配慮した療育支援を推進します。
- ・ 障がい児入所施設においては18歳以上の入所者（年齢超過者）が多くおられることから、年齢超過者の地域移行について必要な支援のあり方を検討し、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。
- ・ 重症心身障がいのあるこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がいのあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き確保するとともに、適正な報酬単価となるよう国に対して働きかけていきます。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において障がいのあ

るこどもの状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望していきます。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・ 乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれについて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要なこどもの支援を総合的に調整するコーディネーターの確保に努めます。
- ・ 障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

3 スポーツ・文化活動等

現状と課題

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

また、近年、障がい者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、これまでの福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっており、国においては2014（平成26）年度から障がい者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、障がい者スポーツを含めたスポーツ行政が一元化されました。

大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設するとともに、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の盛り上がりを契機に、スポーツ行政部署、障がい福祉部署、関係団体等が連携して、障がいのある人のスポーツ活動への参加をより一層促進するとともに、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うなど、身近な地域でのスポーツ活動を推進していくことが必要です。

また、障がい者スポーツに加え、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

施策の方向性

(1) スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・ 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機に、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、また、障がいのある人がスポーツを始めきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・ 芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の環境整備

- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図ります。
- ・ 障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアを育成します。また、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。
- ・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気

軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。

- ・ 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上を図る等、障がいのある人に配慮した整備を進めます。

ウ スポーツ・文化活動の推進

- ・ 国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機にトップアスリートへの支援に努めます。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、障がい者スポーツのさらなる発展を図る観点から、東京 2020 パラリンピック競技大会への貢献はもとより競技力の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

(2) 地域での交流の推進

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第3章 地域生活への移行

1 施設入所者の地域移行

現状と課題

障がいのある人やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

併せて、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会の実現に向けた取組も重要です。

また、施設入所支援については真に必要な人への支援とし、施設入所を希望されても可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるような支援を行う必要があります。

障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

取組の推進にあたっては、障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行できるよう、また可能な限り施設に入所することなく地域で安心して生活し続けられるよう、地域移行や地域定着の支援の充実を図る必要があります。

地域移行や地域定着の支援とは、単に「施設から地域に生活の場を移すだけの支援」というものではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」であり、障がいの種別や程度、状態にかかわらず、本人の意向を十分に尊重しながら進めることが必要です。

大阪市ではこれまで、「地域移行支援の推進」「地域定着支援の推進」「施設入所への対応」の3つの課題を踏まえ、施設から地域生活への移行の促進に取り組んできました。

第4期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数を目標数値として設定しており、国の基本指針において「2013（平成25）年度末の施設入所者数の12%以上」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2013（平成25）年度末の施設入所者数（1,435人）のうち、金剛コロニー入所者（61人）を除いた入所者（1,374人）の12%に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加えた184人（2013（平成25）年度末の施設入所者数の約12.8%）に、第3期計画における未達成者（54人）を加えた238人を目標としました。2016（平成28）年度末現在の地域移行者数は164人（達成率68.9%）であり、2017（平成29）年度末見込では206人（達成率86.6%）となるなど、目標値に達していないため、より一層、地域生活への移行の推進が必要です。

2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、施設入所者の入所している期間については、5年未満が14.7%、5年以上10年未満が12.5%、10年以上が67.7%となっており、長期にわたり施設で生活している人が多くなっています。

施設での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活に移行することへの不安解消や意欲の喚起について、時間をかけてきめ細かな支援を行うことが必要となります。

地域生活への移行を進めるには、まず、本人の地域生活への移行に向けた意識の形成が重要となります。そのため、本人や家族に対して、地域生活に関する情報提供や不安の解消に取り組むなど、地域移行の支援に至るまでの様々な取組を通じて「施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり」を進める必要があります。

「地域生活への移行を支援する仕組みづくり」については、本人のニーズに沿った地域生活への支援ができるよう、相談支援事業者、入所施設、各関係機関が連携して支援を行う必要があります。

しかしながら、現状では地域移行支援に係る報酬単価が低いことや、支援に必要な交通費が利用者の負担となっていることなどから、事業者と利用者の双方に負担が生じており、利用しづらい制度となっています。そのため、地域移行支援を利用しやすい制度に改善するよう国へ求める必要があります。

地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」も重要です。障がいの程度にかかわらず、地域で継続して生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制を整備する必要があります。

大阪市外の施設にも、大阪市から障がいのある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している年齢超過者についても、地域生活への移行を進める必要があります。さらに、行動障がい・重度重複障がい等の地域移行が困難な人に対する支援も必要です。

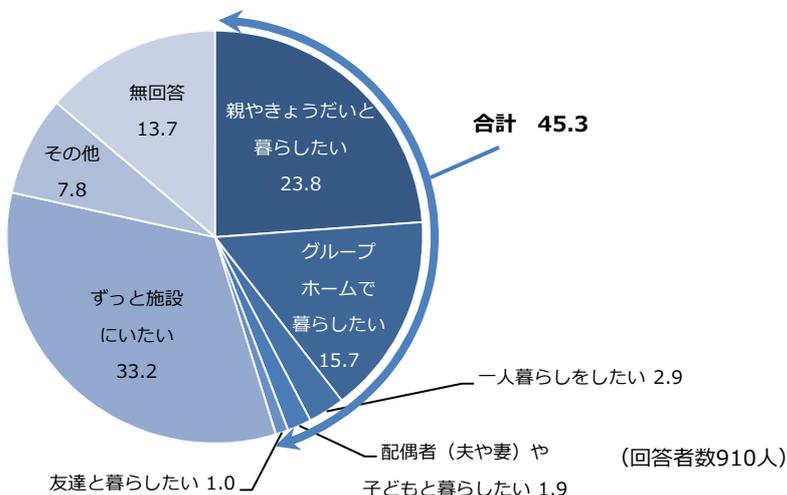
矯正施設¹⁶等を退所した障がいのある人に対する支援については、地域生活への移行の支援だけでなく、移行後に社会的に孤立してしまわないよう、地域で安心して生活し続けられるような支援が必要です。

施設入所者数については、第4期計画では、国の基本指針において「2013（平成25）年度末の施設入所者数の4%以上削減」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2013（平成25）年度末の施設入所者数（1,435人）のうち、金剛コロニー入所者（61人）を除いた入所者（1,374人）の4%に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加えた74人（2013（平成25）年度末の施設入所者数の約5.2%）を削減することとし、1,361人を目標としました。2017（平成29）年3月末現在の施設入所者数は1,348人（約6.1%削減）となっており、第4期計画の目標数を現時点で達成していますが、引き続き取組を進める必要があります。

¹⁶ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっています。

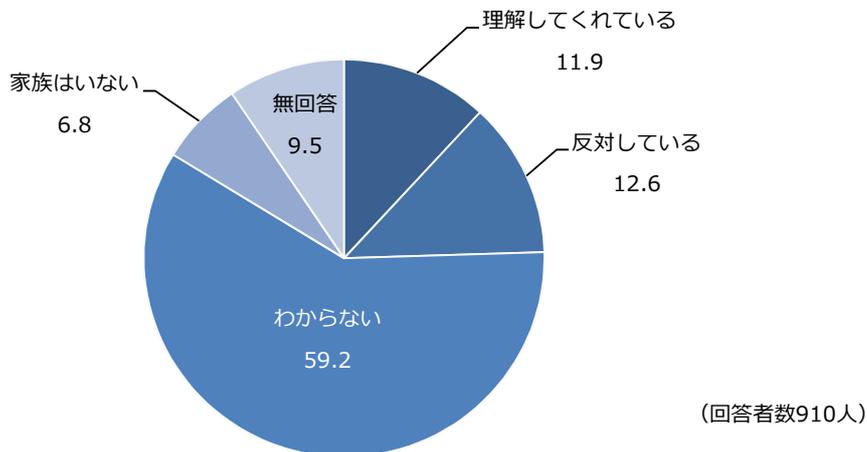
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 地域移行したいと思うか【単一回答】（施設入所者用調査票）



「親やきょうだいと暮らしたい」「一人暮らしをしたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が半数近くおられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

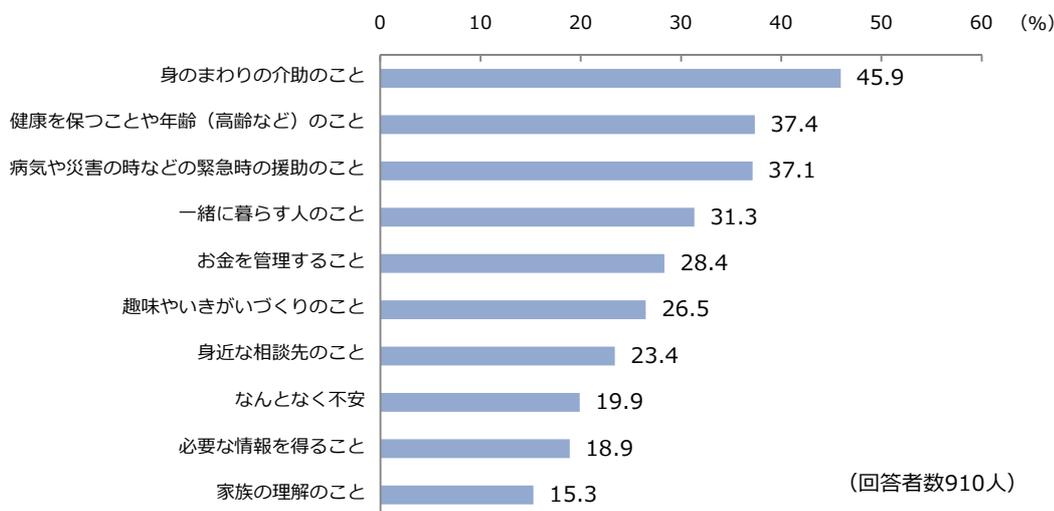
○ 地域移行に関する家族の理解【単一回答】（施設入所者用調査票）



「わからない」と回答された方が6割近くもおられ、地域生活への移行に関して家族と話し合う機会が少ないのではないかと考えられます。本人の意向について家族と共有しながら進めていくことが大切であり、家族に対して情報提供などの働きかけを進めていく必要があります。

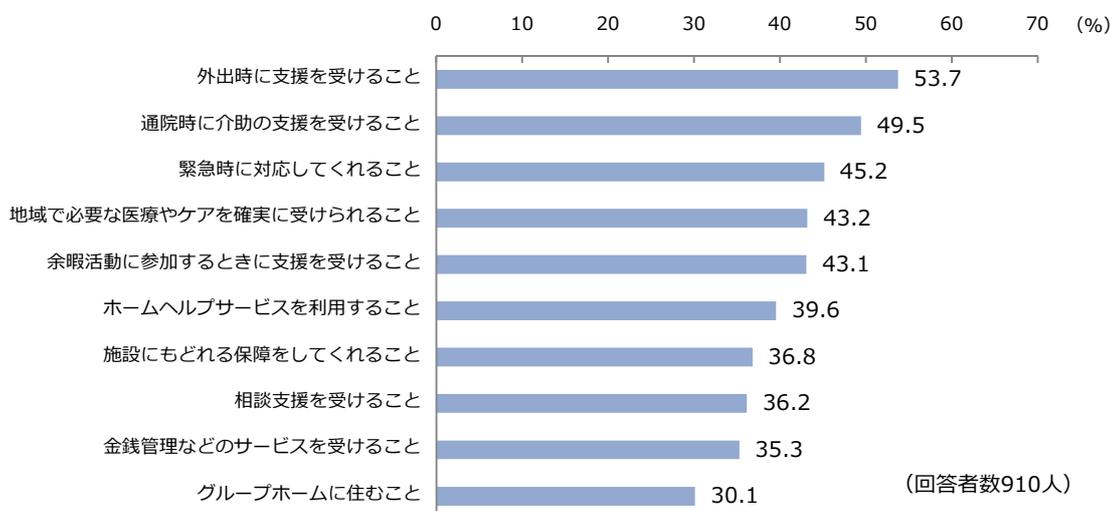
○ 地域移行で不安に思うこと【複数回答】（施設入所者用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



○ 地域移行して必要と思うこと【複数回答】（施設入所者用調査票）

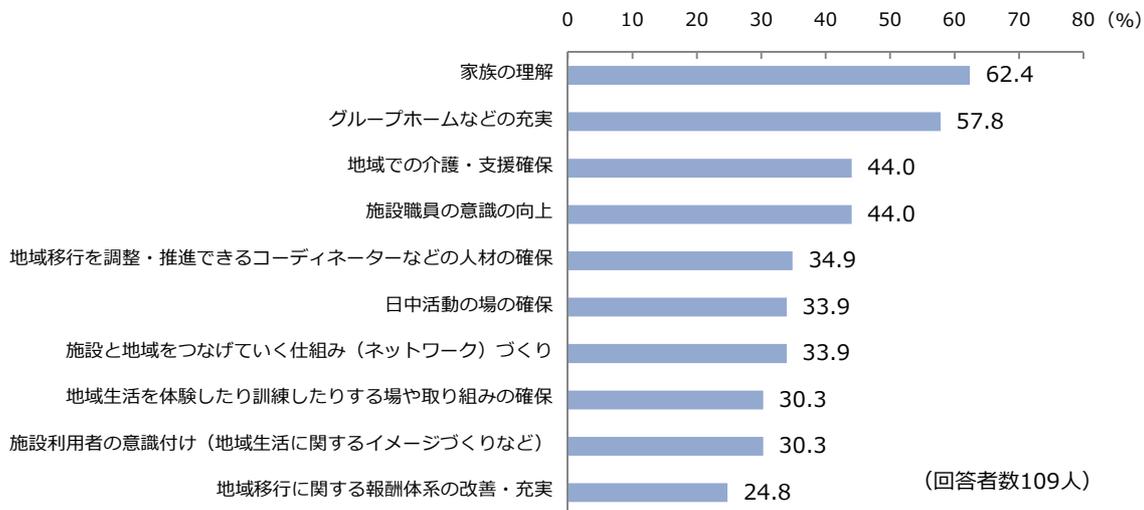
（上位10項目のみ掲載）



地域移行で不安に思うことでは、「身のまわりの介助のこと」「健康を保つことや年齢（高齢など）のこと」「病気や災害の時などの緊急時の援助のこと」と回答された方が多数おられます。また、地域移行して必要と思うことでは、「外出時に支援を受けること」「通院時に介助の支援を受けること」「緊急時に対応してくれること」と回答された方が多数おられ、地域生活を支えるサービス基盤の確保と支援体制の充実が求められています。

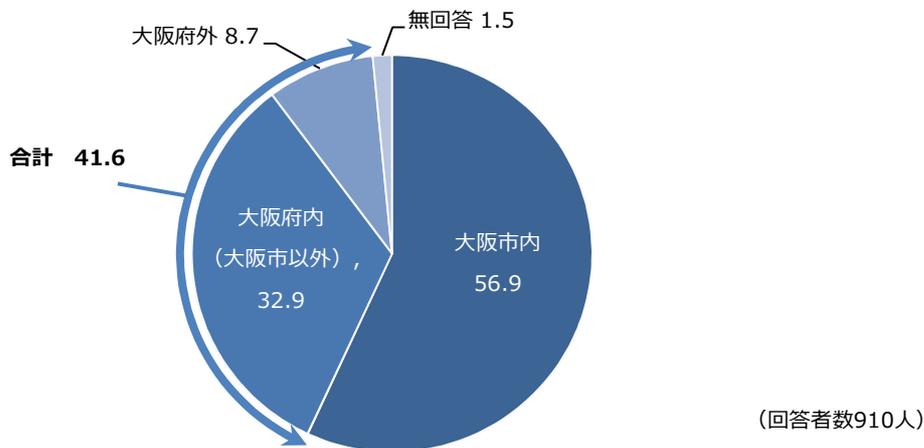
○ **地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】**（入所施設管理者用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「グループホームなどの充実」「地域での介護・支援確保」「施設職員の意識の向上」と回答された方が多数おられ、そうしたことへの取組を進める必要があります。

○ **入所施設の所在地【単一回答】**（施設入所者用調査票）



施設入所者の4割以上の方が大阪市外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市外の施設に入所されている方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。



(課 題)

- ① 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり
 - ア 施設入所者への働きかけ
 - イ 家族への働きかけ
 - ウ 地域移行に係る啓発
- ② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
 - ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化
 - イ 地域移行支援の推進
 - ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保
 - エ 障がい児施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取組
- ③ 地域で暮らすための受け皿づくり
 - ア 地域での受け皿の確保
 - イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築
 - ウ 地域における相談支援サービスの充実
 - エ 地域移行困難者に対する支援
 - オ 地域生活を続けるための支援

施策の方向性**(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり****ア 施設入所者への働きかけ**

- ・ 地域移行を進めるためには、地域生活に関する情報提供や不安の解消など、地域移行の支援の前段階における取組を通じた意識づくりが必要であることから、障がいの程度にかかわらず施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。

- ・ 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。
- ・ 入所施設において、地域との交流を行うとともに、地域生活への移行に向けた支援を進めるように働きかけます。

イ 家族への働きかけ

- ・ 地域生活への移行や、地域移行後の地域定着について、家族の不安を軽減するため、入所施設等と連携して地域生活に関する情報提供等に取り組みます。

ウ 地域移行に係る啓発

- ・ 地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や入所施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などに取り組みます。
- ・ 入所施設による地域移行への取組が重要であるため、施設職員に対する研修や啓発活動などに取り組みます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化

- ・ 相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターが地域移行に係るコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

イ 地域移行支援の推進

- ・ 施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。
- ・ 地域移行支援の実施にあたっては、入所施設が遠方にあることも多く、訪問に時間がかかることや交通費が必要となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、適切なサービス提供が行えるよう、国に対して制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。

ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保

- ・ 地域移行支援の活用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう、地域移行支援に関する研修について取組を進めていきます。

エ 障がい児入所施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取組

- ・ 障がい児入所施設の18歳以上の入所者（年齢超過者）や、市外施設への入所者が多くおられることから、他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、必要な支援のあり方について検討します。

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保

に努めます。

- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、設置助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。
- ・ 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築

- ・ 地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者**基幹**相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。

ウ 地域における相談支援サービスの充実

- ・ 相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時の相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活が継続できるよう、地域定着支援の活用促進に努めます。
- ・ 地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

工 地域移行困難者に対する支援

- ・ 行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を検討していきます。
- ・ また、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

オ 地域生活を続けるための支援

- ・ 地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

現状と課題

1997（平成9）年に大和川病院事件で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。1999（平成11）年3月19日大阪府答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されており、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきました。また、「障害者権利条約」に基づく権利擁護の観点も踏まえ、精神障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、2002（平成14）年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

2008（平成20）年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアサポーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

2012（平成24）年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

第4期大阪市障がい福祉計画（2015（平成27）年度～2017（平成29）年度）では、2012（平成24）年度の精神科在院患者調査を元に、入院後3か月時点での退院者の割合を64%以上、入院1年時点での退院者の割合を91%以上、2012（平成24）年度時点で

の長期入院者（入院1年以上）数2,756人を18%減らす（目標値2,260人）という目標数値としました。

2016（平成28）年度の実績では、入院後3か月時点での退院者の割合は61.4%、入院1年時点での退院者の割合は91.0%、長期在院者数は2,253人となっています。

また、第4期計画においては、地域移行支援による地域移行目標数を、毎年20人とし、2015（平成27）年度～2017（平成29）年度の3年間で60人の地域移行を目標としています。

2016（平成28）年度末までの実績は23人で、達成率は38.3%と目標数値と比較すると低い状況にあり、今後、地域移行を促進するための取組について再考が必要です。

なお、2002（平成14）年度～2016（平成28）年度末で、地域移行された方は、216人で年平均14.4人となっています。

病院での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活へ移行することへの不安解消や意欲の喚起について、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

また、年齢区分では、65歳以上の方が概ね50%となり、高齢化も課題となっています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている方もおられます。

これらの課題を受け止め、支援機関は、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心に、病院職員や市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行っています。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実にあわせて、大阪市のような都市部においては、多職種チームによる支援が重要と考えています。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

2010（平成22）年度からこころの健康センターでは、「精神障がい者地域移行生活支援事業検討会議」を設置して事業の推進を図っていますが、今後は、国の指針に基づき「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、退院促進等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。

地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わるということだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう国にも提言、要望をしていく必要があります。

（ 課 題 ）

- ① 精神科病院との連携
- ② 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
- ③ 精神科病院入院者への働きかけ・支援
- ④ 地域住民への理解のための啓発
- ⑤ 家族への働きかけ
- ⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ア 地域での受け皿の確保
 - イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
 - ウ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

施策の方向性

(1) 精神科病院との連携

- ・ こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- ・ 各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- ・ また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

(2) 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- ・ 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

(3) 精神科病院入院者への働きかけ・支援

- ・ こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している方に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ・ 入院中の対象者への働きかけ及び精神科病院に対する啓発として、ピアサポーターを中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施するとともに、地域

において入院中の対象者との交流を図る働きかけを実施していきます。

- ・ ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。
- ・ 一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- ・ また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。

(4) 地域住民への理解のための啓発

- ・ 市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。
- ・ また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

(5) 家族への働きかけ

- ・ 高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があり、地域移行・地域定着に向けて、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進するためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

- ・ こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。
- ・ また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

ウ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

- ・ 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援していきます。